

石岡市長 宛

## 移住支援金移住前相談書

令和 5 年度石岡市移住支援金交付要綱第 4 条の規定により，移住前に移住支援金の事前相談をいたします。

## 1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

## 2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

区分	単身	2人以上	2人以上の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
			うち 18 歳未満の家族の人数	人
移住支援金の種類	就業	起業	テレワーク	関係人口
転入予定日	令和 年 月 日			

## 3 確認事項（別紙「石岡市移住支援金チェックリスト」参照）

## 注意事項

- ・この相談書は，移住支援金の支給を確約するものではありません。
- ・申請時の状況により，移住支援金を支給できない場合があります。
- ・石岡市に転入してから 3 月経過後（就業の場合は就業してから 3 月経過後，起業の場合は，起業支援金交付決定後）には，速やかに必ず移住支援金交付申請を行ってください。

別紙 1 (様式第 1 号関係)

石岡市移住支援金チェックリスト

この制度は、移住支援金交付申請した日から 5 年以上継続して石岡市に居住する意思があることを条件としています。災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後 5 年以内に市外へ転出された場合は、返納又は返還の対象となる可能性があります。

1 移住元に関する要件

(1)住民票を移す直前の 10 年間について、下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当する。	はい・いいえ
(ア)東京 23 区に住民票を置いている期間が通算 5 年以上である。	
(イ)東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区へ通勤していた期間が 5 年以上である。	
(ウ)上記(ア)(イ)を合算した期間が通算して 5 年以上である。	
(2)住民票を移す直前の 1 年間について、下記の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する。	はい・いいえ
(ア)東京 23 区に住民票を置いていた期間が連続して 1 年以上である。	
(イ)東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区へ通勤していた期間が連続して 1 年以上である。	
(ウ)上記(ア)(イ)を合算した期間が連続して 1 年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記(1)～(5)のいずれかに該当する。	はい・いいえ
(1)就職に関する要件(一般)下記のすべてに該当する。	
(ア)茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること(予定を含む)。	
(イ)就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	
(ウ)週 20 時間以上の無期雇用契約であること。	
(2)就職に関する要件(専門人材)下記のすべてに該当する。	
(ア)内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業また	

	は、先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること（予定を含む）。
	(イ)週 20 時間以上の無期雇用契約であること。
	(ウ)目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等，離職することが前提でないこと。
(3)起業に関する要件	
	茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること（予定を含む）
(4)テレワークに関する要件 下記のすべてに該当する。	
	(ア)所属先企業からの命令でなく，自己の意思により移住した場合であって，移住先を生活の本拠とし，移住元での業務を引き続き行うこと。
	(イ)国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援，助成を受けていないこと。
	(ウ)入社する頻度が出勤日の半分より少ないこと。
	(エ)勤務先から通勤手当の支給を受けていないこと（出社実績に応じて実費支給は可）。
(5)関係人口に関する要件 下記のいずれかに該当する。	
	(ア)移住前に石岡市が実施する「移住ツアー」に参加したことがある。
	(イ)転入 3 月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録していること。

### 3 その他の要件

下記のすべてに該当する。	はい・いいえ
	(ア)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
	(イ)日本人である，又は外国人であって，永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者，特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

### 4 世帯の場合

下記のすべてに該当する。	はい・いいえ
	(ア)申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において，同一世帯に属している。
	(イ)申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住後において，同一世帯に属する予定。（申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも，移住支援金の交付申請時において移住後，在住期間が 3 月以上 1 年以内である必要あり）

